

**第46回日本車いすバスケットボール選手権大会 西日本第2次予選会  
実施要綱(案)**

1. 目的 障がい者がスポーツを通じて体力の維持増強、機能回復等の向上を図り、明朗快活な性格と協調精神を養うことによって自立更生の充実と明るい生活形成に寄与することと共に、社会の正しい認識を高めることを目的とする。
2. 名称 第46回日本車いすバスケットボール選手権大会 西日本第2次予選会
3. 期日 2018年4月7日(土)・8日(日)
4. 会場 大阪市舞洲障がい者スポーツセンター「アミティ舞洲」  
〒554-0041 大阪市此花区北港白津 2-1-46
5. 主催 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟
6. 主管 第46回日本車いすバスケットボール選手権大会 西日本第2次予選会運営委員会
7. 後援 大阪府 大阪市 社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団  
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
8. 協力 近畿車いすバスケットボール連盟 一般財団法人大阪府バスケットボール協会  
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター「アミティ舞洲」
9. 特別協賛 (未定)
10. 出場資格 下記に該当する計12チームへ出場権を与える  
  
前年度の当該ブロックの選手権大会に出場し、勝ち抜いたチームで、2018年4月1日付けで登録を完了していること。  
東海北陸：3 近畿：2 中国：2 四国：2 九州：3  
なお、各ブロック選手権大会時に登録していたチーム以外からの出場は認めない。  
ただし、第46回大会に限り、各ブロック大会でエントリーされていなかった選手は、チームを移籍しても2次予選会からの出場を認める。
11. チーム構成 1チームの出場人員は、選手(男・女)15名、スタッフ7名を限度とする。  
ただし、スタッフが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければならない。  
この場合、選手の人員は選手を兼ねるスタッフを含めて15名以内とする。  
  
なお、エントリー選手・スタッフは、スポーツ安全保険に加入していなければならない。

12. 競技方法 12チームによるトーナメント戦。（組み合わせは、3月11日に実施する）
13. 競技規則 「2018車いすバスケットボール競技規則（一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟編に基づく）」
14. 審判 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟が認定した日本公認審判員
15. 競技中の事故 競技中に事故が発生した場合の治療費は、スポーツ保険の適用とする。  
また、救急処置については主催者側で対応する。
16. 本大会出場権 今大会の優勝チーム、準優勝チーム、第3位のチームに対して、「第46回日本車いすバスケットボール選手権大会」の出場権を与える。
17. 申込方法 エントリー用紙を下記へ e-mail にて送信する。  
※諸事情により、e-mail が使用できない場合にのみ、下記への郵送を認める。
18. 申込先 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟 事務局  
TEL : 03-6229-5434 / FAX : 03-6229-5420  
e-mail : jwbfoffice@jwbf.gr.jp  
郵送先 : 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 4F  
日本財団パラリンピックサポートセンター内  
一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟
19. 参加費 10,000円 / チーム
20. 申込期限 2018年3月7日（水）13:00 必着  
※東海北陸ブロックは、3月14日（水）13:00 必着